○内閣府告示第三千二百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千六百九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　神奈川県

二　地域再生計画の名称　プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業

三　地域再生計画の区域の範囲　神奈川県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千五百八十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　神奈川県足柄下郡湯河原町

二　地域再生計画の名称　文化と観光による地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　神奈川県足柄下郡湯河原町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千八百九十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県

二　地域再生計画の名称　魅力あるにいがた農林水産業実現計画

三　地域再生計画の区域の範囲　新潟県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千五百八十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　にいがた観光・産業振興総合計画

二　地域再生計画の区域の範囲　新潟県の全域

三　地域再生計画の目標　新潟県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千八百八十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県

二　地域再生計画の名称　魅力あるにいがた農林水産業実現計画

三　地域再生計画の区域の範囲　新潟県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第六百四十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　十日町市

二　地域再生計画の名称　地域商社の多機能化に友好交流都市等への「ヒト・モノ・ココロ対流」パワーアップ事業

三　地域再生計画の区域の範囲　十日町市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千五百九十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　阿賀野市

二　地域再生計画の名称　食・農業イノベーション拠点整備計画

三　地域再生計画の区域の範囲　阿賀野市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百六十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第六百五十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　富山県

二　地域再生計画の名称　富山と世界をつなぐ未来創生人材育成事業

三　地域再生計画の区域の範囲　富山県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百六十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千八百九十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　富山県

二　地域再生計画の名称　とやまの農林水産業販路開拓・成長産業化推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　富山県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百六十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第三百四十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三